補 足 説 明 書

徳島県警察本部警務部会計課

1　工事名

Ｒ８警営　徳島県警察本部　徳・万代２　７階東側執務室等修繕工事

2　別途発注工事

なし

3　設計事務所による工事監理

なし

4　設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書、設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県PPI）に掲載している。

設計書（金抜き）の内容は入札金額算定のための参考資料であり、契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

設計図書に関する質疑がある場合は、令和８年１１月１８日（水）の正午までに、書面により会計課に提出すること。

設計図書等に関する質問の様式は任意とする。書面の提出は持参、郵送（上記期日・時間に担当者の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールについては、送信後に電話により受信について確認すること。）によるものとする。

なお、入札予定額に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先　　徳島県警察本部警務部会計課営繕係

住所　〒770-8510　徳島市万代町２丁目５－１

電話　088-622-3101　　ﾌｧｸｼﾐﾘ　088-622-9487　　電子ﾒｰﾙ　eizen3@police.pref.tokushima.jp

5　現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。

なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

6　注意事項

落札者は次の書類について直ちに提出すること。

(1)　単体の場合

免税事業者である場合、免税事業者届出書

(2)　共同企業体の場合

・各構成員が免税事業者である場合、免税事業者届出書

・各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）がわかるもの

7　工事成績評定の選択制

本工事は庁舎の修繕工事であり、工事成績評定の対象としない。

8　内訳書の提出

(1)　電子入札に添付する内訳書は、徳島県入札情報サービス（PPI）に掲載の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って算定し、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名を会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）として提出すること。

(2)　提出用内訳書の着色セルに必要事項及び金額を記入すること。また、内訳書に記載する金額が０円となる場合は空欄とせず、金額欄に０を記入すること。青色セルはその費用に含まれる内訳についての項目となっているため、その費用の全体額を超えないこと。

9　契約締結手続き

(1)　契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して７日以内に契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供し、契約書の案に記名押印又は電子署名を行い契約を結ばなければならない。（設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。）

ただし、連続休暇期間と当該手続きが重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な日数を確保した契約締結日とするように取り扱うものとする。

(2)　前記(1)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

(3)　落札者は、前記(1)及び(2)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(4)　契約保証金

①　契約に際しては、請負代金額（税込み）の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならな

②　契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する現金納付とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。そのうち、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

③　公共工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。そのうち、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券（履行ボンド）及び履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。

なお、金融機関等の保証契約を締結するためには、数日間の事前調査期間が必要であり、場合によっては、７日以内に保証契約ができない場合があるので、入札前の早い時期に審査申し込みをすること。

(5)　法定外労災保険の付保

①　受注者は、本工事の契約工期を内包する保険期間による法定外労災保険に加入すること。

②　当初契約時に法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。

③　本工事の工期を変更したことにより、工期が法定外労災保険の保険適用外に及んだ場合、受注者は、速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。

※法定外労災保険について

従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

10　現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（以下「選任通知書」という。）」を、総合評価落札方式の場合は、落札候補者となった時点で発注者の契約担当者へ、その他の場合は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。

また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

11　「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、前条の規定のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

12　特定元方事業者の指名

労働安全衛生法第30条第２項の規定に基づき、本工事の受注者を、本工事における同条第１項に規定する措置を講ずべき者として指名する。

13　担い手促進工事（受注者希望型）

本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手促進工事（受注者希望型）」であり、徳島県の定める「営繕工事における週休２日促進工事実施要領」を適用する。

14　施工条件

(1)　工事施工時間は原則として8:30～17:15とする。(事前に承諾を得た場合は協議内容による。)

(2)　警察業務により作業中止の要望がある場合は、作業を中止すること。

(3)　施設利用に配慮した仮設計画を作成し、監督員の承諾を受け工事を実施すること

(4)　工事車両用駐車場、資材置場、現場事務所用地等は業者にて設けること。敷地内は原則利用出来ない。(事前に承諾を得た場合は協議内容による。)

(5)　現場作業員は現場作業時に会社名、氏名等を記載した腕章等を必ず着用すること。

(6)　修繕に伴う設備等の利用停止期間を可能な限り短縮すること。

(7)　施設運用に影響のある騒音・振動・粉塵・停電・断水等を伴う作業、機器搬出入作業等は原則休日に行うこと。(事前に承諾を得た場合は協議内容による。)

(8)　工程については、施設利用に配慮し施設管理者及び監督員と協議のうえ決定すること。

15　余裕期間制度（着手日指定型）

本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置することによる生産性の向上を目的とした、余裕期間制度（着手日指定型）の試行工事であり、徳島県営繕課の定める「余裕期間制度（着手日指定型）実施要領」を適用する。

本工事の工事着手日は令和9年1月12日、工期終期は令和9年3月15日とする。なお、受注者は、工事着手日の前日までは、現場に搬入しない資材等の準備や現地調査を行うことができるが、現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など、工事の着手を行ってはならない。

ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の進捗状況や関係者の同意などにより、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して14日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。